

岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 はじめに

本市では、法人又は団体（以下、法人等とする。）が愛称をつけたい施設などを自由に選び提案することができる提案募集型によるネーミングライツ・パートナーを募集します。

ネーミングライツ・パートナーは、施設等の愛称を通じて法人等の名称や商品名等を PR できることに加え、地域貢献活動等を提案・実施することにより、法人等のイメージアップが期待できます。

2 募集概要

（1）対象施設等

市が所有する公共施設やインフラ施設を対象とします。

なお、施設等の名称の設定に特段の経緯（公募により施設名称が決定された等）があるものや、既にネーミングライツが導入されているものは対象外となります。

その他、施設等の性質上、愛称を付けることが適当でないものは対象外となる場合がありますので、提案前に事前相談を行ってください。

【6 提案方法等 （2）事前相談 】を参照）

（2）命名権料等

消費税及び地方消費税相当額を含む年額で提案してください。

（一万円単位で提案してください）

命名権料以外にも、命名権の対価として役務の提供や、施設で利用可能な製品の提供等、法人等のノウハウやアイデアを生かした提案も可能です。

金銭以外の対価を提案する場合において、換算金額を併せてご提示ください。

なお、金銭以外の対価の換算額は、市において別途評価の上、審査を行います。

（3）愛称使用期間

原則として3年以上の期間で提案してください。

なお、実際に愛称の使用を開始する期日については協議によって決定します。

（4）提案に当たっての留意点

ア 複合施設等全体の提案や複数施設等を組み合わせた提案、施設等の一部（ホールや広場等）に対する提案も可能です。

イ 必要に応じて関係者及び市民の意見の聴取等を行う場合があります。

ウ 審査において、提案内容が愛称付与による広告効果の対価として過少と判断された場合、優先交渉権者として選定されない場合があります。

【参考】本市のネーミングライツ導入事例

施設名称	愛称	導入開始時期
岐阜市文化産業交流 センター	じゅうろくプラザ	平成19年9月
北西部運動公園	Showa スポーツピアザ	令和6年6月
岐阜市駅西駐車場及び 岐阜シティ・タワー43 地下駐車場	昭和コンクリート 駅西駐車場	令和6年6月
岐阜市民会館	ぎふしんフォーラム	令和7年4月
市道神田町殿町線の一部	ぎふしん梅街道	令和8年4月

3 愛称の命名条件

愛称には、法人等の名称や商品名等を含めることができます。

ただし、次の事項に留意してください。

- (1) 愛称は、市民が親しみやすく、呼びやすいものをご提案ください。
なお、施設等によっては愛称の条件等を設定している場合があります。
- (2) 著作権、商標権等の知的財産権については、応募者側において、権利者との調整等を完了していることが必要です。それらに関する紛争等が生じた場合は、応募側の責任と費用において解決するものとし、市は責任を負わないものとします。
- (3) 施設等利用者の混乱を避けるため、愛称と条例上の正式名称を併記する等の措置を講ずることがあります。
- (4) 施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、法人等の名称変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更はできません。
- (5) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできません。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 公の秩序に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 政治性、宗教性のあるもの
 - エ 社会問題についての主義主張を含むもの
 - オ 個人名を含むもの
 - カ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
 - キ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ク 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - ケ 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - コ 市民に誤解や混乱を与えるおそれがあるもの
 - サ アからコまでに掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと市

長が認めるもの

4 愛称の表示

(1) 表示についての協議

ネーミングライツ・パートナーは、名称標示板、道路標識等の表示を変更することができます。

なお、新規に名称標示板等を設置する場合は、設置の可否も含めて協議が必要となります。

(2) 費用負担

命名権料とは別に愛称表示に伴い発生する費用負担は、次のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の名称標示等の表示変更（※1）		○
ネーミングライツ・パートナーが変更・新設した名称標示板等の維持管理		○
愛称使用期間満了に伴う原状回復（※2）		○
パンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更（※3）	○	

※1 施設敷地外の道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、行っていただきます。

※2 当該施設等のネーミングライツを継続実施しない場合は、愛称使用期間満了後、速やかに原状回復するものとします。

ネーミングライツを継続実施する場合において、ネーミングライツ・パートナーが変更になる場合は、所管部局において新旧のネーミングライツ・パートナーと協議の上、表示変更の時期等詳細を決定するものとします。

※3 印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮しながら、ネーミングライツ・パートナーと変更時期について協議します。

(3) その他

愛称は、一般的に用いる呼称であり、本市の条例等で定める施設等の名称は変更しません。

5 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとしてのふさわしい資力及び責任を備え、次のいずれにも該当しない法人等が応募できるものとします。

市が実施する資格審査において、応募した法人等が次のいずれかに該当すると判明した場合は、提案内容に関わらず不合格とします。

ネーミングライツに関する契約の締結後、ネーミングライツ・パートナーが次のいずれかに該当した場合は、契約を解除します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第1項に規定する風俗営業に係る法人等
 - (2) 風俗営業類似の法人等
 - (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係る法人等
 - (4) たばこに係る法人等
 - (5) ギャンブルに係る法人等
 - (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている法人等
 - (7) 法律に定めのない医業類似行為を行う法人等
 - (8) 占い、運勢判断その他これらに類する法人等
 - (9) 興信所、探偵事務所その他これらに類する法人等
 - (10) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定される業種にかかる法人等
 - (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の法人等
 - (12) 法令に違反している法人等
 - (13) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人等
 - (14) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している法人等
 - (15) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する法人等
 - (16) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象である法人等
 - (17) 市税等を滞納している法人等
 - (18) 市発注工事等の競争入札及び随意契約における資格が停止されている法人等
 - (19) 政治活動又は宗教活動を行う団体その他これらに類する法人等
 - (20) その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認める法人等
- ※この他、提案施設等の所管部局が定める広告掲載要綱等により、業種等による規制が別に行われる場合があります。

6 応募方法等

(1) 応募受付

随時受け付けます。

(2) 事前相談

提案対象となる施設等への命名の可否等を確認する必要があるため、応募を予定されている法人等は、「岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー事前相談書（様式1）」を記入の上、持参、郵送、市ホームページの専用フォームのいずれかで提出し、事前相談を行ってください。

事前相談結果は、概ね2週間程度で文書にて通知します。

(3) 応募手続き

法人等は、事前相談の結果、命名が可能と判断された施設等に対して応募することができます。

命名が可能と判断された施設等については、事前相談結果の公表と併せて、事前相談結果通知日の翌日から起算して30日以上の間を設け、当該施設等に対する応募を締め切る旨を市ホームページ上で告知します。

市ホームページで告知されている応募締切日までに、以下の書類を持参、郵送、市ホームページの専用フォームのいずれかで提出してください。

なお、告知後、当該施設等に対して応募を行う法人等については、事前相談は不要となります。

【応募に係る提出書類】

次の書類を提出してください。

なお、オンラインで提出する書類がある場合も、エ〜キについては必ず郵送又は持参にて提出してください。

ア 岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー応募申込書（様式2）

※オンライン提出可能

イ パンフレット等法人の概要が分かるもの

※オンライン提出可能

ウ 直近3事業年度の決算期の財務諸表

※オンライン提出可能

エ 岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー応募にかかる誓約書（様式3）

オ 照会同意書（様式4）

※「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象となるか否かを確認するため、所轄警察署へ照会します。

カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

※履歴事項全部証明書、要原本

- キ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証する証明書並びに市税等の滞納のないことを証する証明書（完納証明書）

※応募時点において発行可能な最新年度のもの

（４）提案にかかる質問について

提案内容作成に必要な施設情報等に関する質問は、「岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー質問書（様式５）」を記入の上、持参、郵送、市ホームページの専用フォームのいずれかで提出してください。

質問に対する回答は、質問者へ電子メールで送付します。また、全ての質問と回答については市ホームページにて公表します。

市ホームページでの公表は、当該施設等のネーミングライツに関する契約を締結した段階で終了します。

なお、質問により命名の可否や愛称の条件等を確認した場合においても、市ホームページで応募締切日が告知されていない施設等に対して提案を行う場合は、必ず事前相談が必要になります。

（５）留意事項

- ア 提案内容については、関係法令を遵守するとともに、「岐阜市広告掲載要綱」、「岐阜市広告掲載基準」を踏まえた内容としてください。
- イ 提出された書類の内容は原則変更することはできません。
- ウ 提出された書類は理由のいかんを問わず、返却いたしません。また、提出書類は岐阜市情報公開条例（昭和６０年岐阜市条例第２８号）に基づく情報公開の対象となります。
- エ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。
- オ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

７ 優先交渉権者の選定方法

提出された書類の内容に基づき、応募資格を確認する第一次審査を行い、後日文書で審査結果を通知します（応募資格を満たさない場合はその理由を併せて通知）。

第一次審査通過後は、市が設置するネーミングライツ選定委員会（以下、選定委員会とする。）において、次の審査項目及び審査基準を基に第二次審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、最終的に市が優先交渉権者を決定します。

応募者が複数の場合は、選定委員会における各委員の得点合計が最も高い者を優先交渉権者として選定します。各委員の得点合計が同点で、優先交渉権者を選定できない場合は、「命名権料及び役務等の提案」、「法人等の適格性」、「地域貢献等」、「愛称」、「愛称使用期間」の項目順に、各委員の得点合計が高い応募者を優先交渉権者とします。この方法

により、応募条件を満たしているすべての応募者の順位を決定します。

なお、各委員の得点が50点に満たない場合、または0点の審査項目がある場合は、選定委員会で審議を行い、審議の結果適当でないと認められる場合は、優先交渉権者として選定されません。

審査結果は、後日文書で通知します（優先交渉権者として選定しない場合は点数を併せて通知）。

また、選定委員会における審査の結果、提案内容の調整について、優先交渉権者に対して施設等所管部局との協議を求めることがあります。

【審査基準】

審査項目	審査基準	配点
命名権料及び 役務等の提案	・命名権料の提案額 ・付加提案が施設等の維持管理や市民サービス向上に資するか	40点
愛称使用期間	・愛称使用期間の提案年数	15点
愛称	・親しみやすく、分かりやすく、呼びやすいか	20点
法人等の適格性	・法人の経営理念、経営活動の実績等が施設のイメージにふさわしいか。	10点
地域貢献等	・法人等の地域性（市内事業所等の有無）や、社会貢献等の活動実績は十分か ・岐阜市への貢献が期待できるか	15点
合 計		100点

8 優先交渉権者との協議及び契約の締結

優先交渉権者と、契約内容について詳細な協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

なお、優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点交渉権者と締結に向けて協議を行います。

9 指定管理者との協議

施設等の管理運営を指定管理者が行っている場合は、調整が必要となる事項について、優先交渉権者に対して指定管理者との協議を求めることがあります。

1 0 愛称等の普及

市は、ネーミングライツに関する契約の締結後、速やかにネーミングライツ・パートナーとなった法人等の名称、施設の愛称、命名権料、愛称使用期間等を市ホームページで公表します。

また、ネーミングライツによる愛称を市ホームページや広報ぎふ等において、周知します。

1 1 命名権料の納入方法

命名権の対価のうち、命名権料は、愛称使用期間中の各年度の4月末日（初年度は、愛称の使用を開始した月の末日）までに、市が発行する納入通知書により、金融機関またはゆうちょ銀行で支払うものとします。

なお、愛称使用開始が年度途中となる場合における初年度の納入額及び愛称使用終了が年度途中となる場合における最終年度の納入額は、命名権料を月割又は日割り計算した額とします。

1 2 リスク負担

（1）市及び第三者に損害が生じた場合のリスク負担

愛称又はネーミングライツ・パートナーが設置又は変更した名称標示板等に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じたときは、ネーミングライツ・パートナーの責任及び負担により解決するものとします。

（2）その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、決定することとします。

1 3 契約の解除

愛称使用期間中に、応募資格を満たさなくなった場合や、ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、契約を解除します。

この場合、当該契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとし、その他に生じた損害等についても、その責めを負うこととし、ネーミングライツ・パートナーが自己都合により契約を解除する場合も同様とします。

なお、契約を解除した場合、ネーミングライツ・パートナーが納入した命名権料は返還されません。

また、契約解除時点で、市が指定した納入期日中に命名権料を納付していない場合は、

ネーミングライツ・パートナーは引き続き命名権料の納付義務を負います。

1.4 契約の更新

施設等所管部局において、愛称使用期間満了の概ね6ヶ月前までに、当該施設等に係るネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、ネーミングライツを継続実施する場合、ネーミングライツ・パートナーは、次期期間の募集に際して、優先的に契約の更新について交渉することができます。

1.5 スケジュール

(1) 事前相談の受付	随時
(2) 応募申込の受付	事前相談結果通知日の翌日から起算して 30日以上
(3) 第一次審査	応募締切後、概ね2週間以内
(4) 第二次審査	第一次審査終了後、概ね2週間以内
(5) 選定結果の通知	第二次審査終了後、概ね1週間以内
(6) 契約締結に向けた協議	選定結果通知後
(7) 契約の締結	協議が整い次第速やかに
(8) 名称表示板等の準備	契約締結後順次実施
(9) 愛称の使用開始	契約締結日から概ね3か月後（協議により決定）

1.6 問い合わせ先・書類提出先

事前相談様式提出フォーム <https://logoform.jp/form/BcLm/761110>

応募申込書類提出フォーム <https://logoform.jp/form/BcLm/757520>

質問書提出フォーム <https://logoform.jp/form/BcLm/1122221>

岐阜市役所 財政部 行財政改革課 制度改革係（9階）

※書類を持参する場合は、午前8時45分から午後5時30分（閉庁日を除く）までに持参してください

所在：〒500-8701

岐阜市司町40番地1

電話：058-214-2069

FAX：058-263-7144

E-mail：gyokaku@city.gifu.gifu.jp

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長

法人所在地

法 人 名

代 表 者

岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー事前相談書

岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナーの応募にあたり、以下の施設等に対する命名の可否等について確認願います。

提案施設等 名称				
連絡 先	部 署		電 話	
	役 職		担 当 者	
	E-mail			

(様式2)

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長

法人所在地
法人名
代表者

岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー応募申込書

「岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー募集要項」に基づき、以下の通り
申し込みます。

法人名				
業種				
業務内容				
施設等名称				
愛称案				
愛称に対する 考え方				
愛称使用期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 (年間) ※愛称の使用を開始する期日については協議によって決定します。		
希望金額		年 額 円 (消費税及び地方 消費税を含む)		
付加的な提案		命名権料のほか、ご提供いただける特徴的な提案がある場合は記入してください。 また、金額換算した額を併せて記入してください。 換算額 円		
地域貢献 活動の実績				
連絡 先	部署		電話	
	役職		担当者	
	E-mail			

(様式3)

ネーミングライツ・パートナーの応募にかかる誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

法人所在地

法 人 名

代 表 者

⑨

(施設名) のネーミングライツ・パートナーに応募するにあたり、「岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー募集要項」に記載の応募資格を満たしていることを誓約します。

また、後日、誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

(様式 4)

照 会 同 意 書

法 人 名			
役 職 名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

ネーミングライツ・パートナーの応募にかかる資格審査のため、上記内容を「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、照会することについて本人の了解を確認のうえ同意します。

令和 年 月 日

法人所在地
法 人 名
代 表 者
電 話

⑩

(あて先) 岐 阜 市 長

(様式5)

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長

法人所在地

法 人 名

代 表 者

岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー応募に係る質問書

岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナーの応募にあたり、以下の内容について質問いたします。

また、本質問及び回答内容について、市ホームページにおいて公表されることに同意します。

提案施設等 名称				
質問事項	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
連絡先	部 署		電 話	
	役 職		担 当 者	
	E-mail			